事務連絡

令和４年３月１７日

地域密着型サービス事業所　　各位

総合事業指定事業所　　　　　各位

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合

**令和４年度介護職員処遇改善計画書及び介護職員等**

**特定処遇改善計画書の提出について（重要）**

　平素より、当組合の介護保険行政推進に対しご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

令和４年度に介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を算定する介護サービス事業者等については、「介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書」（以下、「計画書」という。）を指定権者へ提出する必要がありますので、加算を算定する場合は、下記のとおり提出してください。

なお、計画書を提出されずに加算を受給された場合は、加算に係る介護報酬の返還を命じられることがありますのでご留意願います。

記

**１　提出期限**

〇令和４年４月又は５月から算定する場合（前年から引き続き加算を算定する場合も含む）

**令和４年４月１５日（金）【消印有効】**

〇年度の途中（令和４年６月以降）から算定する場合

加算算定開始月の前々月の末日（例：６月１日より算定する場合は４月末）

**２　提出書類** （別添ファイルを利用ください）

①介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書（様式2-1～3）

　申請する法人又は事業所単位で提出願います。

　※作成にあたっては【記入例】を参照願います。

　※上記①に含まれる（参考）補助金別紙様式2-1及び2-2は加算の取得手続には必要あり

ません。

②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書［別紙2］

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表［別紙1］

　※上記②については、令和４年度から当該加算の算定を開始する場合又は加算区分を変更す

る場合に提出願います。

**３　提出先**

〒938－0036

黒部市北新１９９番地

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合　総務課給付係

※事業者が有する県内に所在する事業所（サービス）が複数あり、かつ複数の指定権者にまたがる場合、各指定権者に計画書一式を提出願います。１つの事業所内で県指定サービスと保険者指定サービスを提供している場合も同様です。

※介護給付と一体的に事業を行っている総合事業指定事業所で、県に提出している場合は、県への届出のコピーを提出願います。それ以外の総合事業指定事業所については計画書を提出願います。

**４　参考資料**

〇＜参考＞令和４年３月１１日付け事務連絡

「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の一部改正について

（令和４年３月１１日付け老発0311第４号　厚生労働省老健局長通知）

〇＜参考＞令和４年１月１４日付け事務連絡

令和４年度の「介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書」に係る提出期限について

（令和4年1月14日付け厚生労働省老健局老人保健課通知）

**お問合せ先**　　新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合

　　　　　総務課給付係　水島

**住　所**　　　〒938－0036

　黒部市北新１９９

**連絡先**　　　　TEL0765－57－3303　　FAX0765－57－3305